第1回 八頭町自治基本条例(仮称)策定委員会会議録(概要)

日 時: 平成 21 年 3 月 30 日 (月) 19:00~

場 所:八頭町役場 本庁舎 3階 大会議室

- 1. 開 会
- 2. 委嘱状の交付
- 3. 町長あいさつ
- 4. 委員の紹介
- 5. 策定スケジュールの確認
- 6. 委員長・副委員長の選任

7. 学習会

- ■「自治基本条例制定に向けて」(講師:上田委員長)
 - = 「自治基本条例」というものの概要や自治基本条例の理念、必要性について 学習し、委員相互の理解を図った。

【内容】

- (1) 条例とは何か?
- (2) 自治基本条例とは何か?
- (3) 自治基本条例は何故必要か?
- (4) 自治基本条例不要論について

8. その他

= 委員長を中心にして、自治基本条例等について意見交換を行った。

【主な意見】

<委員長>

- = 憲法、法令は契約であり、本来は国民が決めるべきものを国に委ねている。 それを町における自治に関しても行っていく必要がある。「するな=禁止」、 「してください=義務」はどちらも契約である。
- ≫ 地方分権一括法はいつ制定されたのか。

<事務局>

- = 平成 12 年 4 月。国と地方との関係が「上下」から「対等」へと変わった重要な法律である。
- ≫ 他の条例との整合性はどうなるのか。

<委員長>

- = 当然整合性をとる必要がある。自治基本条例は比較的抽象的な条文であるので、詳細については個別条例で対応することとなる。
- ≫ なぜ、この条例だけ住民委員で検討するのか。公募とはいえ、町民から推されて委員となった訳でもないのに、私たちだけで決めて良いのか。

<委員長>

= 「町民が主体となって自治を行っていく」ためのルールを定める条例なので、策定段階から住民が中心となって検討する必要がある。この条例が「まちの憲法」、つまり、最高規範であると呼ばれる所以はそこにある。

※【最高規範性】

- ①「自治の基本ルールを定めている点」
- ②「住民が中心となって検討するという策定過程」

法的には、他の条例と同等だが、上記の理由により、実質の最高規範となる。

<事務局>

- = スケジュールにもあったとおり、シンポジウムや講演会などを行うこと によって、今後、町民に情報提供をしていく必要がある。
- ≫ 議会は条例検討にどう関わるのか?

<事務局>

= 折をみて、進捗状況等を議会に報告する予定であり、議会とも情報交換

をしたいと考えている。

≫ 職員で研修、検討したということだが、素案みたいなものはあるのか?条文を一つ一つ最初から委員だけで作っていくのか。

<事務局>

- = 職員が検討した素素案はあるが、自治基本条例やこの策定委員会の趣旨 からいって、極力それを出さない方が良いと考えている。しかし、委員の 皆さんのご意見によってはお示したいと思っている。
- ≫ 全員で一緒に検討するのか。分会みたいなものを設けて検討してはどうか。
 <事務局>
 - = とりあえずは全員で検討を行い、共通理解を図りたい。部会のようなものが必要であれば、今後考えたい。

<委員長>

= 自治の根幹は「まちをどうしたいか?」ということ。委員のみなさんは、「八頭町をどんなまちにしたい」と思われますか。また、「まちの課題」は何だと思われますか。

次回は、「まちの課題」について、各委員の意見を発表していただきたい。

※ 次回は、「まちの課題」について、意見交換を行う。

9. 閉 会

以上。